

議案第 37 号

北名古屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正する条例について

北名古屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成 18 年
北名古屋市条例第 141 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき執行機関の附属機関として北名古屋市賞じゅつ金等審査委員会を設置すること及び引用法令の適正化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正する条例

北名古屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成18年
北名古屋市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（審査）

第6条 市長は、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する重
要な事項を決定する場合は、北名古屋市賞じゅつ金等審査委員会を設置
し、その審査を経なければならない。

別表備考1中「別表第3」を「第6条第2項」に改め、同表備考2中「第
6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「第6条第5項
から第8項まで（同条第6項第1号を除く。）及び非常勤消防団員等に係
る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3
条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平
成25年4月1日から施行する。